

文化財でイベントする人この指と～まれ！ —地域の文化財を活用したイベントを応援します—

〈小浜の文化財でユニークベニュー令和5年度応募要領〉

小浜市の歴史と文化を守る市民の会では、文化財所有者の応援とその仲間を増やすため、以下の内容で事業を行ないます。

1. 目的

- ①歴史・文化財の価値や魅力の発信
- ②市民のみなさんの歴史・文化に関する関心を高めること
- ③文化財所有者を応援すること

2. 事業内容

文化財所有者や市内活動団体に対して、市内の文化財を活用したイベント(ユニークベニュー)の実施を呼びかけ募集します。応募のあった事業について協議を行ない、共催することになったイベント等については、実施に係る経費について一部費用を負担します。

3. 対象となる事業

(1) 対象事業

市内の寺社、歴史的建造物、城跡、史跡などの文化財において開催するイベント

イベントとは？・・・公演、展示会、体験会など集客が期待できる催し

(例)音楽ライブ(コンサート)、展示、ヨガ、体験会、映画上映、各種レッスン、発表会など

(2) 留意点

- 1 文化財の管理・保存に影響を及ぼさないと認められるもの(安全対策含む)。
- 2 文化財を会場とするイベントとして開催が適したもの。
★市民の会で会場紹介などの事前相談を受け付けます。
- 3 令和4年度市民の会共催イベント内容は以下のとおりになります。また、文化財を活用したユニークベニューハンドブック(文化庁作成)も下記よりご覧いただけます。
よろしければご参考ください。

【R4 年度共催イベント内容】

お寺×ヨガ、旭座×音楽イベント、護松園×絵本読みきかせ



←こちらの QR から当日の様子などもご覧いただけます
(小浜市の歴史と文化を守る市民の会公式ホームページ)



文化庁作成ユニークベニューハンドブック(QR)→

- 4 来場者が安心・安全に参加できるよう適切な措置を行なってください。
(新型コロナウイルス感染防止対策については、国・福井県のガイドラインに基づき
適切な対策を行なってください。)
- 5 ホームページ、SNS(インスタグラム,facebook など)を通じてイベント等の PR・
情報発信に努めてください。
- 6 今後のユニークベニューの参考となるよう、イベントの成果や当日の様子などを、
市民の会ホームページや動画等で広く公開する予定です。
- 7 イベントでは参加者及び主催者に市民の会事務局が作成したアンケートの実施を
お願いする場合があります。実施したアンケートは市民の会の運営の参考や、主催
者へのフィードバックとして使用させていただきます。

(3) 本事業の対象とならないもの

- 1 宗教的・政治的宣伝意図のあるもの
- 2 暴力団およびこれに準ずる団体が関わっていると認められるもの
- 3 国、県または市の補助金対象事業

(4) 応募できる方

- 1 文化財所有者(お寺・神社等)
- 2 市内に活動の拠点を有する又は小浜市民をメンバーとして含む団体・サークル等

(5) 採択団体数

数件 ※1～4件予定

(予算に達し次第、終了)

(6) 市民の会の関わり

共催という形でイベント実施に向けて協力します。

(内容)

- ・1件につきイベント実施経費のうち5万円を負担
- 申請者に市民の会会員がいる場合はプラス1万円を負担
- ・ヒアリングの実施(イベント会場の紹介や各種相談)
- ・イベントでの文化財の説明や紹介

(7) 市民の会で負担する対象経費の留意点

- 1 イベント実施経費について主催者の自己負担分が必ず生じること
- 2 収益をあげることに努めること(参加費の設定など)

(8) 実施期間

決定日から当該年度中(ただし実績報告書の提出が当該年度中に完了すること)

(9) 募集期間と応募方法

- 1 応募受付期間 令和5年4月1日～予算に達し次第終了
- 2 応募方法 郵送またはメール(rekishi@city.obama.lg.jp)
- 3 応募書類 申請書(事業計画書①)
★小浜市の歴史と文化を守る市民の会公式ホームページより
ダウンロードいただけます



←市民の会申込ホームページQR

- 4 応募先・相談受付 小浜市の歴史と文化を守る市民の会
(事務局) ☎917-8585 小浜市大手町 6-3
小浜市役所2階文化交流課内

- 5 その他
 - ・メール応募の場合は、事務局の返信をもって受付完了となります。
 - ・相談及び問い合わせ対応は【平日午前8時30分～午後5時15分】の間となりますのでご注意ください。

(10) その他応募条件

1. 収入から主催者の支出額(市民の会負担分を除いた額)を差し引いて5万円以上の利益がでた場合、利益のうち10%を文化財保護費に(文化財所有者が主催の場合は他の文化財の文化財保存へ)充てるための経費として市民の会へ納めること。
(収入) - (主催者側支出額) = ○円 ≥ 5万円 → 利益の10%を文化財保護費
2. 同じ申請者(団体)による年度中の複数回の応募はできません。

(11) 協議・選考方法

1. 応募書類をもとに小浜市の歴史と文化を守る市民の会により協議を行ないます。
2. 申請書類受付後、ヒアリングを行ない、協議を行います。

【実施までのスケジュール例】



(12) 相談会開催 一まずは気軽にお話ししてみませんか?—

いきなり申請はハードルが高い、不安といった方を対象に今年度は事務局による相談会を開催します。

【例えば(よく聞く声)】

- ・ユニークベニューってそもそもなに
- ・興味があるけどなんとなくハードルが高そう
- ・まずは話をきいてみたい
- ・何かしたいけど何ができるかな
- ・どんな文化財を使えるの?
- ・うちの文化財をつかってほしい
- ・わたし(ぼく)でもできるかな?
- ・こんなことやあんなこともできたりするの? など

開催日： 令和5年4月11日(火) or 4月17日(月)午前9時以降、1時間毎で予約可

予約方法：前日までに事務局へ希望の日時をメールまたは電話ください。

◎上記日程でご都合が悪い場合も、まずはご連絡いただけたらと思います。